

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルス感染症により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も変化し、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方自治体の財源対応について、国はいわゆる骨太方針2018に基づき、令和3年度の地方財政計画までは、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

よって、国におかれましては、令和4年度の国の予算と地方財政の検討に当たり、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政を充実されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）